

有 料 職 業 紹 介 に 関 す る 返 戻 金 制 度

NAIS コンサルティング株式会社

1. 目的

- 1.1 本書は、求人企業との間における職業紹介サービスの提供に関し、返戻金制度の取扱いについて必要な事項を定め、円滑かつ公正な取引関係を確保することを目的とする。

2. 返戻金制度

- 2.1 採用決定者が入社日以後 1 ヶ月以内に、自己都合退職または求人企業の就業規則に基づき解雇に至った場合は、求人企業から受領した紹介手数料の 80%を、当該退職または解雇の通知を受けた日から 1 ヶ月以内に求人企業へ返還するものとする。
- 2.2 前項と同様の事由により、採用決定者が入社日以後 2 ヶ月以内に退職または解雇となった場合は、当該手数料の 50%を、3 ヶ月以内に退職または解雇となった場合は、当該手数料の 30%を、退職または解雇の通知を受けた日から 1 ヶ月以内に求人企業へ返還するものとする。
- 2.3 ただし、採用決定者の死亡・病気等の不測の事態による退職または解雇、ならびに求人企業による採用決定者への処遇その他の労働条件が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職または解雇については、本条の返戻金制度の適用外とする。

3. 適用開始日

本書に定める職業紹介に関する返戻金制度は、2016 年 9 月 1 日より適用されるものとする。